

第3章 慶弔規定

第8条 慶弔規定を次の通り定める。

1. この規定を受ける者を次の通りとする。
 - (1) 会員
 - (2) 本校在学中の児童
2. この規定の適用及び慶弔額は次の通りとする。
 - (1) 会員が死亡した場合 10,000円
 - (2) 児童が死亡した場合 10,000円
 - (3) 児童が10日以上入院した場合 3,000円
3. 上記の外、必要事項が生じた場合は、運営委員会に諮り承認を得る。

第4章 旅費

第9条 旅費規程を次の通り定める。

1. この会の用務のために出張した場合は、旅費を支給する。
2. 旅費が支給される用務の範囲については会長の要請及び承認による事項とする。
3. 旅費の支給は以下に従う
 - (1) 三郷市内の出張には支給しない。
 - (2) 三郷市外へのお出張には、最も経済的な通常の経路での公共交通機関運賃のみ請求することができる。
ただし、天災その他やむを得ない事由で経済的な経路での出張が困難な場合は、実費請求できるものとする。

付則

この細則は、昭和55年10月25日より施行する。

昭和58年	4月28日	一部改正	平成23年	12月20日	一部改正
昭和61年	5月17日	一部改正	平成25年	2月7日	一部改正
昭和62年	5月9日	一部改正	平成26年	3月10日	一部改正
平成5年	5月1日	一部改正	平成27年	5月8日	一部改正
平成8年	5月18日	一部改正	平成30年	4月25日	一部改正
平成11年	1月22日	一部改正	平成31年	4月24日	一部改正
平成12年	5月9日	一部改正	令和2年	6月30日	一部改正
平成14年	5月10日	一部改正	令和3年	5月18日	一部改正
平成18年	5月11日	一部改正	令和4年	5月10日	一部改正
平成19年	5月10日	一部改正	令和7年	4月25日	一部改正
平成22年	5月6日	一部改正	令和8年	4月23日	一部改正